

## 新型インフルエンザ発生時における期間雇用社員の勤務及び休暇の扱い（当面の措置）

		通常どおり営業している場合	会社が経営判断で事業所を閉鎖した場合	国が事業所を閉鎖した場合 (感染症予防法第44条の4)
期間雇用社員	①新型インフルエンザに感染した社員	病気休暇（無給）		
	②-1 新型インフルエンザに感染した疑いがあるため行政が外出しないことの協力を求めた社員 (感染症予防法第44条の3) ②-2 新型インフルエンザに感染したおそれがあるため停留措置の対象となった社員（検疫法第16条）	特例措置（勤務したものとみなす・有給） 【期間：行政から外出自粛を求められた期間、停留措置の期間（停留場所から住居への移動期間を含む。）】		
	③新型インフルエンザに感染した疑いがあるため会社が自宅待機を要請した社員 (上記②-1 及び②-2 に該当しない場合)	特別休暇（有給） 【期間：所属長が自宅待機要請を行った期間】	特別休暇（有給） 【期間：事業所が閉鎖されている期間】	特例措置（勤務したものとみなす・有給） 【期間：事業所が閉鎖されている期間】
	④交通の制限又は遮断により出勤できない社員 (感染症予防法第33条)	特例措置（勤務したものとみなす・有給） 【期間：交通の制限又は遮断により出勤できない期間】		
	⑤保育施設等の臨時休業により、子（小学校就学の始期に達するまでの子）の育児のため出勤できない社員	特例措置（勤務したものとみなす・有給） 【期間：臨時休業により子の育児のため出勤できない期間】		
	⑥新型インフルエンザに感染していない社員	勤務		

注1) 新型インフルエンザに感染した社員が、病気休暇取得によるボーナス減額等を回避するため、「年次有給休暇」を選択することは可。

注2) 関係規定は、期間雇用社員就業規則、期間雇用社員勤務時間・休暇手続、安全健康規程、安全健康手続等。